

Ⅲ 日弁連の組織運営にかかわる諸問題への取組

1 総会・代議員会・理事会の運営

会員数が増加する中で当連合会の会務運営において、できる限り多くの会員の意思を会務に反映させていくことの重要性がますます高まっている。一方で、総会や代議員会の開催に伴う弁護士会及び会員の事務上及び財政上の負担も増加傾向にある。

そのため、直近10年間において、総会、代議員会の運営に関する幾つかの制度上の変更を行った。

(1) 総会・代議員会における出席会員が行使し得る代理権の数

総会・代議員会において出席会員が行使し得る代理権は、当連合会の創立以来、総会につき30人、代議員会につき3人とされていたが、2009年12月の臨時総会において、総会につき50人、代議員会につき5人に変更した。

当連合会の会員数は、当連合会の創立当初の6,000人規模から27,000人規模(当時)に拡大しており、議決権を代理行使する本人出席会員の確保に支障が生じたり、代理行使のために本人出席する会員の旅費を弁護士会が負担するなどの状況があり、会員及び弁護士会の事務上及び財政上の負担が増加傾向にあったためである。

(2) 代議員会における代議員の選任割合

代議員の選任割合は、当連合会の創立以来、弁護士会ごとに、所属する弁護士会員50人に達するごとに1人ずつ及び最終の50人に達しない部分につき1人を選任することとされていたが、2009年12月の臨時総会において、上記「50人」の部分「100人」に変更した。

代議員会の発足当初の代議員の数は282人であったが、その後の会員増加に伴い、2009年度の代議員は724人に増加しており、これにより弁護士会や出席代議員には事務上及び財務上の負担が生じていたためである。

(3) 代議員会の審議事項の変更

代議員の審議事項は、当連合会会則第42条において、①副会長、理事及び監事の選任に関する事項、②選挙管理委員会の委員の選任に関する事項、③会

則又は会規の規定により代議員会に付することを要する事項、④総会において特に代議員会に委任した事項、⑤理事会において代議員会に付することを相当と認めた事項とされている。

これらの事項のうち上記③の事項としては、当連合会会則第99条第1項及び第95条の3第2項が、会則改正に関する事項及び特別会費徴収に関する事項を代議員会の付議事項と定めていたが、2011年2月9日の臨時総会において、当連合会会則を改正して、これらの事項を代議員会の付議事項から除外した。

代議員会の在り方については、従来から長年にわたり議論があり、総会審議との重複感が強い、代議員会を経ることにより総会審議事項の弁護士会等への意見照会期間が短くなり弁護士会内で十分な議論ができないなどの支障が指摘されていた。日弁連機構改革委員会は、代議員会の存廃又は権限変更の是非に関する2010年3月の答申において、代議員会を廃止すべきとする意見、存続すべきとする意見の両論を併記し、かつ、存続すべきとする意見の中に審議事項から会則改正や特別会費徴収に関する事項を除外すべきであるとする意見があることなどを報告した。他方で、当連合会の会務運営に関する重要事項については、各弁護士会の代表たる理事が出席する理事会において充実した議論がされており、会則改正や特別会費徴収に関する事項についても総会及び代議員会に付議する議案として充実した議論がされていたことから、上記のとおり代議員会の審議事項を変更したものである。

これにより、代議員会における審議事項は、主に上記①(副会長、理事及び監事の選任に関する事項)及び上記②(選挙管理委員会の委員の選任に関する事項)に限られることとなった。

(4) 総会の開催及び議決に係る定足数の新設

当連合会会則には、当連合会創立当初から、総会に関する定足数の定めはなかったが、2017年3月3日の臨時総会において、5,000人以上の出席(本人出席、代理出席及び弁護士会出席)があることを総会の開催及び議決の定足数とした。

会員が3万数千人(当時)に増加した当連合会の最高意思決定機関である総会が、極めて少数の会員の

みの出席により議事を決することができることは相当ではないためである。

(5) 理事会の運営

当連合会では、原則として毎月2日間、理事会を開催している。理事会は、会長、副会長及び全国の弁護士会の会長を含む71人の理事によって構成される。

理事会は、当連合会の運営に関する重要事項、総会及び代議員会に付する議案に関する事項、規則の制定及び変更に関する事項などを審議する会議体であるところ、毎回、各理事から各地の実情を踏まえた多角的な質疑がされ、活発な意見交換が行われている。

2 予算・財務

(1) 一般会計の状況

日弁連の財政は、会員からの会費収入に基盤を置き、その他、各種登録料、事業収入等によって支弁されている。

日弁連の単年度収入(前年度繰越金を除く)は、2009年度には45億8,200万円であったところ、2018年度には57億4,000万円に上った。収入が増加した要因は、近時の法曹人口拡大に基づく会員数の増加に比例して、会費収入が増大したところにある。2009年度の会費収入が41億1,000万円であったのに比し、2018年度の会費収入は54億8,100万円に上っており、単年度で10億円以上も増加している。

他方、会員数の増加に伴って、支出もまた増加傾向にある。2009年度の一般会計における支出(次年度繰越金を除く)は46億3,800万円であるのに対し、2018年度の支出は54億3,200万円である。支出の増加要因は、日弁連の活動拡大に伴う会議費、委員会費、事業費、事務費の増大にある。

もっとも、過去10年は、収入の増加幅が支出の増加幅を大きく上回る状況となっている。その結果、一般会計における次年度繰越金が増加傾向にあり、2009年度には13億500万円であった繰越金が、2018年度には47億1,200万円にまで上っている。

(2) 特別会計の状況

日弁連には、上記の一般会計以外に各種の特別会

計が設置されている。2018年度における特別会計には、①退職手当積立金特別会計、②人権特別基金会計、③公害対策特別基金会計、④国際人権基金会計、⑤消費者特別基金会計、⑥会館特別会計、⑦災害復興支援基金特別会計、⑧国際協力活動基金特別会計、⑨法律援助基金会計、⑩難民認定法律援助基金会計、⑪保険事務特別会計、⑫日弁連重要課題特別会計、⑬少年・刑事財政基金会計、⑭弁護士業務妨害対策・坂本弁護士基金特別会計、⑮事務職員能力認定試験・研修事業特別会計、⑯日弁連ひまわり基金会計の16種類がある。

それぞれの特別会計は必要性に応じて設置されたものであるが、日弁連における特別会計の多さと整理の必要性は、かねてから指摘されている。

なお、2009年からの10年間で、民暴特別基金会計、弁護士補償B制度会計、当番弁護士等緊急財政基金会計、犯罪被害者法律援助基金会計、偏在解消事業特別会計が廃止されている。

(3) 財政上の施策

ア 育児期間中の会費免除

2013年12月の臨時総会において、育児期間中の会費免除に関する規程が承認された。これにより、2015年4月から、子が満2歳に達する日を含む月までの期間中任意の連続する6ヶ月以内の期間(多胎出産の場合は9ヶ月以内)を免除対象期間として、会員の性別を問わず、会費が免除されることとなった。

イ 一般会費の減額

2015年12月の臨時総会において、弁護士会員の一般会費を減額することを中心とする会則・会規の改正が承認された。これにより、2016年4月から、一般会費が月額1,600円(司法修習終了後2年を経過しない会員については月額800円)減額されることとなった。日弁連の歴史上、一般会費の減額は初めてのことである。

3 広報

(1) 日弁連の広報の概要

日弁連では、執行部の下に広報室を設置し(会則82条の4)、広報室が日弁連の広報活動を担っている。その任務は、①「日弁連新聞」の編集、②本会及

び弁護士の活動を紹介する書籍、パンフレットの制作、③市民、報道関係者等との懇談、④活字、映像、電子その他の媒体による広報、⑤広報活動に必要な情報収集とされている(広報室規程1条)。

日弁連の具体的な広報活動には、対外広報と、会内広報があるが、それぞれ具体的な内容は次のとおりである。

対外広報としては、①マスコミ対応、②報道関係者との懇談、③市民向けウェブサイトの管理・運営、④市民向け広報活動の実施、⑤日弁連広報キャラクター「ジャフバ」の活用、⑥パンフレット・リーフレットの制作、⑦市民向けイベントの実施(「法の日」週間(10月1日から同月7日)記念行事)、⑧弁護士による課外授業の実施、⑨情報収集活動、⑩不祥事発生時のマスコミ対応等がある。

会内広報としては、①「日弁連新聞」の発行、②「日弁連速報」(ファックスニュース)の発行、③「日弁連メールマガジン」の発行、④会員専用ページの管理・運営、⑤編集委員会で企画・編集を行っている会誌「自由と正義」の編集協力がある。

(2) 広報の基本方針

2013年度の会務執行方針で「市民向け広報の抜本的充実」が掲げられ、年齢を問わない一般市民を対象として、弁護士に対する敷居を下げて身近な存在に感じてもらう、職業としての弁護士を知ってもらうという2つの目的を設定して、弁護士・弁護士会のイメージアップを図るための市民向け広報活動を実施している。広報宣伝費に一定の予算措置が図られたことから、2013年度以降は広告代理店に委託して活動しており、特に2015年度以降は女優の武井咲さんをイメージキャラクターに起用し、ポスターの作成・掲出、CM・ウェブサイト用動画の作成・放映など、市民向け広報活動に力を入れている。

2017年度には、2013年度以降の弁護士・弁護士会のイメージアップの広報活動を検証するとともに、今後の広報の目的とそれに応じた戦略的な広報活動について中長期的な視点で再検討するため、「日本弁護士連合会広報中長期戦略」を策定した(2018年2月1日)。ここでは、2013年の「イメージアップ広報」の継続に加え、「会員の利益アップ広報」として①弁護士の仕事を知ってもらう広報、②弁護士

会との連携・弁護士会への支援という2つの目的を設定し、今後の広報活動の基本方針とすることを定めている。

(3) 対外広報

ア マスコミ対応と報道関係者との懇談

マスコミ対応として、主要な意見書や会長声明など日弁連からの情報発信のために、毎週水曜日に定例記者会見を実施するとともに、適時に臨時記者会見を実施している。その前提として、意見書や会長声明は、ファックスやメールで、報道機関に公表資料の送付(プレスリリース)を行っている。個別の課題によっては、最新の情勢・背景事情などについて報道機関にレクチャーする場として、適宜プレスセミナーを開催している。また、定期的に執行部と論説・解説委員との懇談も開催している。

2014年度から2018年度には、個別の課題について、あるいは特にテーマを定めず自由にマスコミ関係者と執行部が意見交換をする場として、司法・法曹記者クラブの記者との懇談会(通称「居酒屋日弁連」)を企画・開催した。

イ 市民向けウェブサイトの管理・運営

日弁連の市民向けウェブサイトは、1996年に開設された。その後も2002年、2005年、2007年及び2011年と改修を行い、断続的に新たな機能の追加や膨大な情報の整理、デザイン見直し等を行っている。

特に2011年3月11日に発生した東日本大震災とその後の原発事故を受けて、2011年4月には、市民向けウェブサイト「東日本大震災・原発事故 被災者支援」と題するページを設置し、震災に関する法的支援情報のポータルサイトを目指したほか、2011年6月から「日弁連災害復興支援ツイッター」を開設した。

さらに、2015年10月には「日弁連Twitter」を開設し、現在まで運用している。

ウ 市民向け広報活動の実施

2013年度の会務執行方針で「市民向け広報の抜本的充実」が掲げられたことから、弁護士・弁護士会のイメージアップのための市民向け広報活動(広報推進業務)を実施した。その概要は、①ソ

ングリレーのCMビデオ「あなたの応援団」(60秒CM)の制作、BS朝日放送での放映、②5分のミニ番組「リーガル魂!～笑顔を守る法のアドバイザー～」の制作、BS朝日放送での放映、③2013年11月2日付け朝日新聞朝刊での広告企画「わかるわかる運動」(全面広告)の掲載、④雑誌「AERA」(2013年11月18日発売号)での山岸憲司会長のインタビューを元に構成した記事広告の掲載、⑤インターネット広告「YouTube Trueview」の実施(2013年12月1日～2014年3月31日)などである。

2014年度には、前年度に引き続き②③⑤を実施するとともに、テレビ番組「賢者の選択」に村越進会長が出演し、また、広報室が全面的に制作協力したBS朝日のテレビ番組「わかるわかるTV」(2015年2月15日放送)を放送した。

2015年度には、女優の武井咲さんを起用したポスター・クリアファイルを制作し、広報に活用した。ポスターは、「私に笑顔をくれたのは弁護士さんでした。」というコピーで、弁護士・弁護士会のイメージアップを、「頼れる弁護士さんが私のそばにいてくれた。」というコピーで、法律相談センターの利用促進を訴求する2つのデザインを作成し、各弁護士会の協力の下各地で掲出した。さらに、子ども向けパンフレット「人を、社会を守る 弁護士のシゴト」を制作し、配布を行った。

2016年度は、武井咲さんを起用してのポスター及びクリアファイルの継続利用に加え、武井さんを起用したCM・ウェブサイト掲載用のイメージアップ動画の制作及び媒体展開(BS放送、YouTube TrueView、JR東日本・JR西日本・東京メトロの各電車内での放映)を実施した。また、前年度から企画されていた、株式会社学研プラスが発行する小学生向け学習漫画「弁護士のひみつ」を2017年2月に完成させ、全国の小学校・公立図書館などに寄贈した(2018年3月からは会員向けに有償頒布を開始)。

2017年度、2018年度は、武井さんを起用したポスター・イメージアップ動画の継続利用及び媒体展開のほか、「日本弁護士連合会広報中長期戦略」に基づき「日経トップリーダー」をはじめと

した中小企業経営者向け雑誌に事業者向け相談受付専用ダイヤル「ひまわりほっとダイヤル」の周知を目的とした広告を継続的に掲載した。2018年度は、「いつでも、どんなことでも、弁護士。」というキャッチコピーを新たに採用し、ポスター及びクリアファイルをリニューアルした。ポスターは全国の各自治体及び公立図書館を中心に掲出するとともに、市民向けウェブサイト上に広報用サイト(ランディングページ)も開設した。

エ 日弁連広報キャラクター「ジャフバ」の活用

第23回司法シンポジウムマスコットキャラクター公募企画に寄せられた作品のうち、準グランプリとなった作品を日弁連広報キャラクター「ジャフバくん」とし、2008年6月から、パンフレット、ウェブサイト、レターヘッド等で使用し、広く一般に周知している。2017年度からは、名称を「ジャフバ」と改めるとともに、着ぐるみを軽くて涼しいエア着ぐるみにリニューアルして、各地でより使いやすいものとした。また、関連するグッズ(小型ぬいぐるみ、名刺、シール、付箋、シャープペンシル、風船)も制作して適宜活用している。2018年3月からはTwitter及びInstagramも開始した。

公募でグランプリとなった作品は裁判員制度広報キャラクター「サイサイ」とし、2009年1月から周知した。

オ 弁護士による課外授業の実施

1996年8月から全国各地の学校(小学校高学年、中高生)から弁護士による課外授業の依頼を受け付けている。動画「Q&Aでよくわかる!弁護士のひみつ」のDVDを制作し、協力会員(東京三弁護士会、神奈川県、埼玉及び千葉県各弁護士会の会員約50名)及び広報室囑託による弁護士の仕事・司法制度の説明を主に行っている。総合学習の導入、司法への関心の高まりなどから依頼が多くなっており、2018年度は1,106名の児童・生徒を受け入れた。

カ 不祥事発生時の報道対応等

2011年12月26日、弁護士がインターネット上に開設したメーリングリストが誰でも閲覧できる状態にあり、個人情報を含む裁判関係資料が流

出しているとの情報提供が報道機関からあり、調査チームの設置とマスコミへの説明、全会員・弁護士会宛ての緊急要請・注意喚起等の要請などを行った。調査チームは、2012年3月14日付けで調査報告書を取りまとめ、会長に提出した。これを受けて、同月16日に臨時記者会見を開催し、報告書の内容を公表した。

2012年から2014年にかけては、弁護士による依頼者の金員を横領、詐取する事件が多発した。対応チームを執行部内に設置して、情報収集とマスコミ対応を行った。

(4) 会内広報

ア 「日弁連新聞」の発行

日弁連新聞は、1974年に発刊され、毎月1回発行されている。2005年4月からは「自由と正義」と同梱発送されている。

イ 「日弁連速報」(ファックスニュース)の発行

理事会の審議状況その他会務の重要課題等を会員に迅速に伝えるため「日弁連速報」(ファックスニュース)を随時発行している。

ウ 「日弁連メールマガジン」の発行

2003年7月から、会員専用ページに登録している会員に向けて、月2回(1月と8月は月1回)、会員向けのお知らせ、副会長のリレーエッセー等を掲載したメールマガジンを発行している。

エ 委員会・弁護士会との連携

(ア) 委員会との連携強化

委員会と執行部・広報室との連携を強化するために、2013年度から、各種委員会等に対して、広報活動の協力と広報担当委員の選任を依頼し、適宜広報担当委員連絡会議を開催している。また、広報担当委員が参加するメーリングリストを開設し、情報共有を図っている。

(イ) 弁護士会との連携強化

弁護士会との広報活動に関する情報共有と連携を強化するために、2013年度から、弁護士会の広報担当役員及び担当者へ出席を呼びかけ、毎年全国広報担当者連絡会議を開催している。また、弁護士会の広報担当者や役員が参加するメーリングリストを開設し、情報共有を図っている。

4 事務局体制、室・嘱託体制、委員会

(1) 事務局体制

① 事務総長・事務次長

事務総長は、会長の命を受けて日弁連の事務を掌握し、事務次長以下の事務局の職員を指揮監督する。事務次長は若干人(現在は弁護士事務次長6名、職員事務次長1名)がおかれ、事務総長を補佐して、日弁連の会規または規則に定める事務を掌る。いずれの任免も、会長が理事会の議を経て行う。これらは会則により定められている。事務次長の職務を定める主な会規として事務局職制があり、事務次長は、各種委員会、調査室、広報室、国際室等の事務の連絡、調整及び事務局の監督を掌り、事務総長の指示を受けて対外的事務を処理する旨定められている。

具体的には、事務総長・事務次長は、最高裁、法務省をはじめとする諸官庁や国会関係者などとの折衝、マスコミの取材対応、委員会への出席や委員会の意見形成に際しての連絡・調整にあたるなど、会長とともに日弁連の会務執行の中枢をなしている。

② 事務局職員

事務局職員は、事務総長・事務次長の下で日弁連の日常業務の事務処理に当たる。

事務局職員は、2009年には6部16課141名であったが、2019年1月1日現在、総務部、審査部、法制部、人権部、業務部、企画部の6部17課171名である。

会務の継続性については、事務総長、事務次長、嘱託が一定の役割を果たしてはいるが、やはり事務局職員に頼るところが大きい。今後とも事務局職員が如何にモチベーションを保ちながら仕事ができる職場であるかが重要となる。そのためには継続的に職場環境の改善に努力していかなければならない。

(2) 室・嘱託体制

2016年1月の室体制の機構改革等を経て、2019年1月1日現在の室と嘱託は、調査室、広報室、国際室、人権救済調査室、日本司法支援センター対応室、研修・業務支援室、司法調査室、刑事調査室の8室68名である。

日弁連が種々の課題に専門的知識を持ち機敏に対応するには、専門集団が不可欠である。各室・嘱託の在り方は、それぞれの職務に毎に異なるが、中長期的に対応すべき課題、執行部の要求に応じて柔軟かつ迅速に対応すべき課題等に取り組んでいる。

これらの課題への取組を通して、どれだけ会員に還元することができるかが今後とも重要なテーマとなる。

(3) 委員会

2019年1月現在の委員会・本部・ワーキンググループ等は約110あり、委員会の数は日弁連の活動範囲の広がりに応じたもので、評価に値することである。

しかしながら、会務活動の効率化の観点、委員の負担、委員会予算等の財務問題、担当する事務局職員の労務の管理、会議室の確保の困難性等さまざまな観点から、委員会等の在り方は随時見直されなければならない。

そのため、2010年に正副会長会において「委員会統廃合の指針」を制定し、以後同指針に基づいて毎年統廃合を行っている。2017年には委員会等統廃合と併せて、委員会等内の部会、プロジェクトチーム、小委員会等の存置を見直すことも追加する等の「委員会統廃合指針」の改訂を行った。さらに2018年には正副会長会において委員会等が開催する「定例的イベントのスリム化に関する指針」を制定した。これは委員会統廃合の指針制定の各観点に委員会等の活動の効率化の観点等を踏まえて制定したものである。

これらの指針による統廃合等の実現は、取り扱っている課題の重要性が失われるのではないか、日弁連が組織を弱体化させたと会内外で受け取られるのではないか等の異論が生じるおそれもあり、それぞれの実情に応じて慎重に行わなければならないことは当然だが、日弁連の委員会等の活動は上記各観点から限界に近づいてきており、引き続き進めて行かざるを得ないと思われる。

2018年度・2019年度総次長室